

旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共交通において重要な役割を担う一般乗合旅客自動車運送事業に従事する乗務員を安定的に確保することにより、本市の公共交通網を確保維持することを目的とし、本市に移住して一般乗合旅客自動車運送事業に従事する乗務員及び一般乗合旅客事業者に対し、移住及び就職に要した経費相当額として本市が予算の範囲内で助成金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象従業者 令和2年4月1日以降に本市に転入した者であって、転入日から起算して1月以内に次号に規定する対象乗合事業者に運転操作に係る乗務員として就職した者をいう。ただし、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町から転入した者を除く。
- (2) 対象乗合事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可のうち、同法第3条第1号イの種別を有する事業者で、市内に本社を有し、かつ市内を営業区域として現に運行している者をいう。
- (3) 大型第二種免許 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第4項に規定する大型自動車第二種運転免許をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、同一対象従業者に係る一の申請につき対象従業者又は対象乗合事業者のいずれか一者（以下「助成対象者」という。）とする。ただし、対象乗合事業者にあっては、対象従業者に対して本市への移住及び就職に要した経費への填補である旨を明示し、金銭を支給する者に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 対象従業者が道外から本市へ転入した場合 1名につき定額30万円
- (2) 対象従業者が道内から本市へ転入した場合 1名につき定額10万円

(助成金の交付申請)

第5条 対象従業者は、対象乗合事業者への就職後6月を経過した日から起算して30日以内に別表1に掲げる交付申請書類を市長に提出しなければならない。

2 対象乗合事業者は、対象従業者を雇用した日から起算して3月を超えない日までに別表2に掲げる交付申請書類を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに当該内容に係る審査を

行い、助成金交付の可否を決定し、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付審査結果通知書（様式第3号）により助成対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 助成対象者は、助成金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 助成対象者は、前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、前条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げをしようとする者は、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

（内容の変更及び承認）

第8条 助成対象者は、助成金の交付の決定の後において、天災その他特別の事情により、助成対象の内容を変更又は実施しないときは、遅滞なく旭川市路線バス乗務員確保対策助成金変更・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに当該内容に係る審査を行い、変更等の可否を決定し、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金変更・廃止審査結果通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第6条の規定により助成金の交付の決定を受けた対象乗合事業者は、対象従業者を雇用した日から起算して6月以内又は各年度3月末日のいずれか早い日までに、対象従業者に対し、第4条に定める助成金の額と同額を支給した上で、別表3に掲げる実績報告書等を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて立入調査等を実施し、内容が交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その額を旭川市路線バス乗務員確保対策助成金額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 助成金の交付決定を受けた助成対象者は、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付請求書（様式第9号）により、市長に助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは速やかに助成金を交付するものとする。
ただし、助成対象者が対象乗合事業者であるときは前条に規定する助成金の額の確定後に交付するものとする。

（現況報告）

第12条 助成金の交付を受けた対象乗合事業者は、対象従業者を雇用し、6月を経過した日から起算して30日以内までに、別表4に掲げる現況報告書等を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第13条 市長は、助成金の適正な交付を確保するため、助成対象者に対し、前条の規定に関わらず報告を求め、事業所等に立入り、物件の調査又は関係者に質問する等の調査を行うことができる。

2 助成対象者は、前項の規定による調査を受けたときは、これに応じなければならない。
(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金について助成対象者に対して期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 雇用から6月を経過した日において、対象従業者の本市での居住が確認できないとき

(2) 雇用から6月を経過した日において、対象従業者の雇用が確認できないとき

(3) 雇用から6月を経過した日において、対象従業者の大型第二種免許の保有が確認できないとき

(4) 対象従業者が旭川市移住支援金を受領したとき

(5) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(6) 助成金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更決定の内容に違反したとき

(7) その他この要綱に違反したと認められるとき
(帳簿の保存)

第15条 助成対象者は、助成に係る帳簿その他関係書類を備え、交付した年度の翌年度の初日から起算して5年間保有するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第5条関係）

- 1 対象従業者交付申請書(様式第1号)
- 2 就職の日から起算して6月を経過した日における本市での居住が確認できる住民票の写し
- 3 対象乗合事業者に就職した日及び現に雇用されていることを証明する書類
- 4 大型第二種免許証の写し
- 5 その他市長が必要と認めるもの

別表2（第5条関係）

- 1 対象乗合事業者交付申請書(様式第2号)
- 2 対象従業者の住民票の写し
- 3 対象従業者の雇用を証明する書類
- 4 その他市長が必要と認めるもの

別表3（第9条関係）

- 1 実績報告書（様式第7号）
- 2 対象従業者に対して、本市への移住及び就職に要する経費に対し、道外から転入した者にとっては30万円、道内から転入した者にとっては10万円を支給したことを証する書類

別表4（第12条関係）

- 1 現況報告書（様式第10号）
- 2 対象従業者の大型第二種免許証の写し
- 3 対象従業者の6月間の雇用を証明する書類
- 4 対象従業者を雇用した日から起算して6月を経過した日において、当該対象従業者が乗務員として勤務していることを証明する書類
- 5 その他市長が必要と認めるもの